

さいたま市告示 第1074号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、次の指定緑地を解除したので告示する。

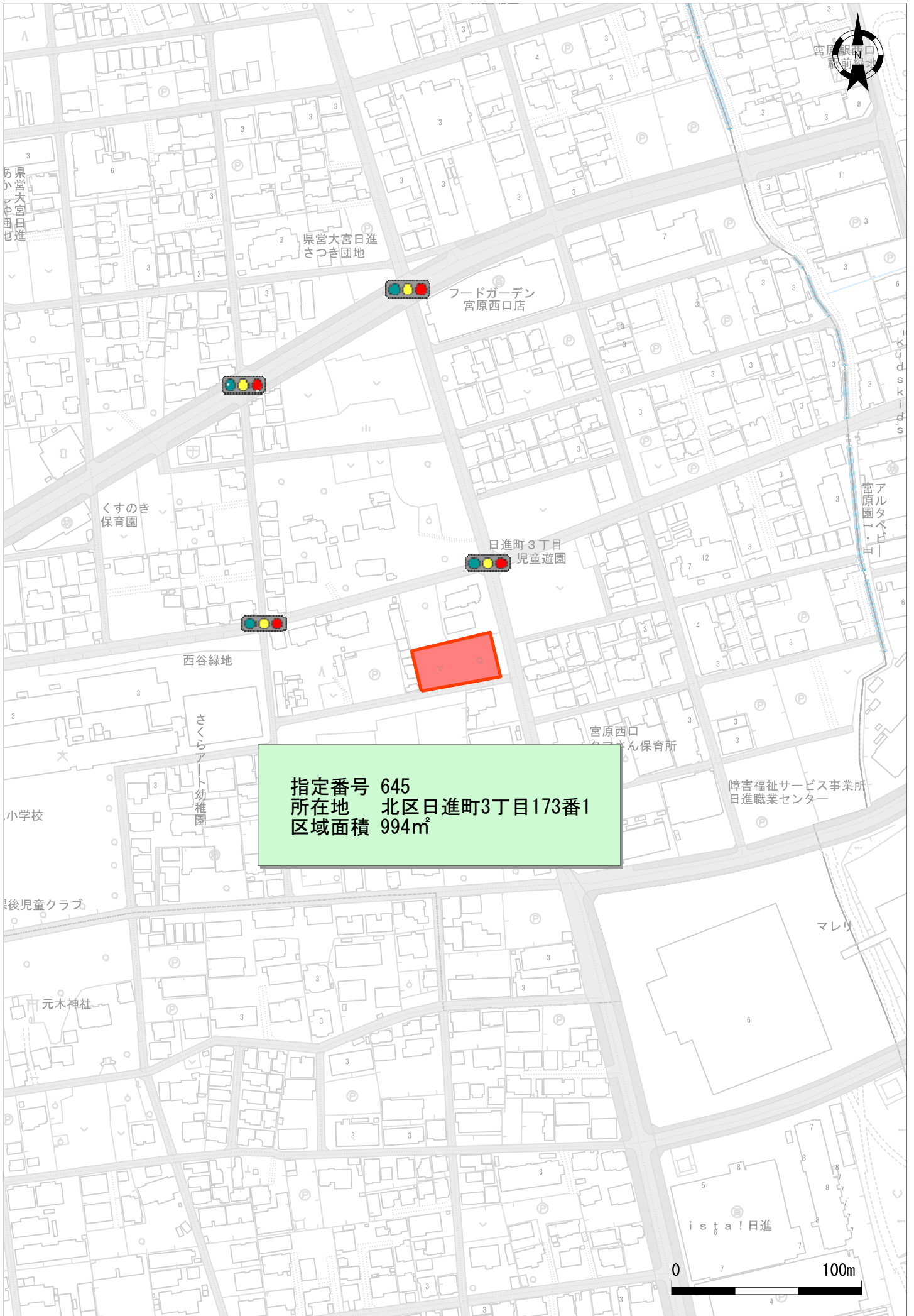
令和8年6月26日

さいたま市長 清水 勇人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和6年4月1日
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

## さいたま市保存緑地指定(解除)地区一覧

	指定番号	所在地	指定面積(m <sup>2</sup> )	区域面積(m <sup>2</sup> )
1	645	さいたま市北区日進町3丁目173番1	994.00	994.00



県宮大宮日進  
さつき団地

県宮大宮日進  
さつき団地

フードガーデン  
宮原西口店

くすのき  
保育園

日進町3丁目  
児童遊園

西谷緑地

宮原西口  
児童センター

障害福祉サービス事業所  
日進職業センター

指定番号 645  
所在地 北区日進町3丁目173番1  
区域面積 994㎡

小学校

幼稚園

児童クラブ

元木神社

0 100m